

建設技能資格等取得推進助成金の ご案内（建設業部会員対象） 【特別教育も対象】

助成内容：令和6年4月1日以降に受講した技能講習及び労働安全衛生規則36条に基づく特別教育にかかる受講料（テキスト代含む）。詳細別紙のとおり

対象者：建設業部会員の事業主とその事業に従事する事業主の家族及び従業員

助成上限：助成の額は1人1万円を上限

（原則1事業所2万円まで、申し込み多数の際、減額の場合有り）

※外部機関での受講を対象とします。

受講料が1万円未満（5千円以下対象外）は1人5千円の助成となります。

申請方法：淡路市商工会のホームページ（<https://sci-awaji.jp/wp/download/>）の「様式ダウンロード」から（1）をダウンロードしてください。

（1）申請書兼請求書（様式1）

（2）助成対象の受講料金の領収書もしくは振込票の写し

（3）技能講習及び受講教育の種類が確認できる書類（修了証等の写し）

（1）に必要事項を記入後、（2）及び（3）と合わせて商工会にご持参ください。

メールで申請いただく場合は、（2）と（3）をPDFに変換いただき、（1）とともに（info@sci-awaji.jp）に送信いただきますようお願い申し上げます。

募集締切 令和7年3月10日（月）まで

問い合わせ 各支援担当者もしくは池田・宗和まで

※1. 全ての書類がそろっている事業所から順次受付いたします。

不備がなければ商工会から受付完了の連絡をさせていただきます。

※2. 先着順に助成を行い、予算がなくなり次第終了いたします。

対象となる技能資格（一部抜粋）

フォークリフト運転技能講習 玉掛け技能講習 高所作業車運転技能講習 小型移動式クレーン運転技能講習 足場の組立て等作業主任者 技能講習床上操作式クレーン運転技能講習 車両系建設機械運転技能講習など

詳細はホームページ（<https://sci-awaji.jp/wp/download/>）をご覧ください。

淡路市商工会建設業部会
建設技能資格取得推進助成金交付要綱

(目的)

第1条 この要綱は、淡路市商工会の建設業部会員（以下、部会員という。）の事業主又は従業員等を対象に経営上で必要となる技能資格の取得及び労働安全衛生規則36条に基づく特別教育の受講を推進し、部会員の資質向上と事業発展、拡大に資するため、受講経費の一部助成に関し必要な事項を定めるものとする。

(助成対象)

第2条 この要綱における助成対象者は、部会員の事業主とその事業に従事する事業主の家族及び従業員とする。

(対象資格等)

第3条 この要綱における助成は、別紙に基づく技能の資格取得及び労働安全衛生規則36条に基づく特別教育の受講にかかる受講料（テキスト代含む）に対して助成を行う。

(助成の上限)

第4条 この要綱における助成の額は次の額とする。

(1) 1人あたり上限1万円

(原則1事業所2万円まで。申し込み多数の際、減額の場合有り。)

※外部機関での受講を対象とします。

受講料が1万円未満（5千円以下対象外）は1人あたり5千円。

(助成の順位)

第5条 助成の順位は申請書兼請求書（様式1）により申請のあった先着とし、助成の総額に達した時、助成は終了する。

(助成の総額)

第6条 この要綱での年度内（4月1日から翌3月31日）総額は、予算の範囲内で淡路市商工会建設業部会の通常総会において決定する。

(助成の申請)

第7条 助成の申請は、次の書類を提出する。

(1) 申請書兼請求書（様式1）

(2) 助成対象となる技能講習及び特別教育で支払った受講料金の領収書の写し
(又は振込先が確認できる振込票の写し)

(3) 受講資格の種類が確認できる書類（技能講習終了証等の写し）

附 則 この要綱は、令和5年度淡路市商工会建設業部会の通常総会の日から施行し、令和5年4月1日から適用する。

(別 紙)

【建設技能対象資格】

01	車両系建設機械（整地・運搬・積込み用及び掘削用）運転技能講習
02	車両系建設機械（基礎工事用）運転技能講習
03	車両系建設機械（解体用）運転技能講習
04	不整地運搬車運転技能講習
05	高所作業車運転技能講習
06	フォークリフト運転技能講習
07	シヨベルローダー等運転技能講習
08	玉掛け技能講習
09	床上操作式クレーン運転技能講習
10	小型移動式クレーン運転技能講習
11	ガス溶接技能講習
12	コンクリート破砕器作業主任者技能講習
13	地山の掘削作業主任者技能講習
14	土止め支保工作業主任者技能講習
15	ずい道等の掘削等作業主任者技能講習
16	ずい道等の覆工作業主任者技能講習
17	型枠支保工の組立て等作業主任者技能講習
18	足場の組立て等作業主任者技能講習
19	建築物等の鉄骨の組立て等作業主任者技能講習
20	コンクリート造の工作物の解体等作業主任者技能講習
21	鋼橋架設等作業主任者技能講習
22	コンクリート橋架設等作業主任者技能講習
23	採石のための掘削作業主任者技能講習
24	木造建築物の組立て等作業主任者技能講習
25	はい作業主任者技能講習
26	船内荷役作業主任者技能講習
27	ボイラー取扱技能講習
28	ボイラー据付け工事作業主任者技能講習
29	普通第一種圧力容器取扱作業主任者技能講習
30	化学設備関係第一種圧力容器取扱作業主任者技能講習
31	木材加工用機械作業主任者技能講習
32	プレス機械作業主任者技能講習
33	乾燥設備作業主任者技能講習
34	酸素欠乏危険作業主任者技能講習（※1）
35	酸素欠乏・硫化水素危険作業主任者技能講習（※2）
36	特定化学物質等作業主任者技能講習
37	鉛作業主任者技能講習
38	四アルキル鉛等作業主任者技能講習
39	有機溶剤作業主任者技能講習
40	地山の掘削及び土止め支保工作業主任者技能講習
41	特定化学物質及び四アルキル鉛等作業主任者技能講習
42	石綿作業主任者技能講習

及び

労働安全衛生規則 36 条の「特別教育を必要とする業務」で規定されているアーク溶接や小型車両系建設機械（フォークリフトやクレーンなど）の運転、酸素欠乏危険作業などを含む 49 の業務に対する特別教育等